

婚姻届の記入例

*簡単に消すことが可能なペンで書かないでください。
*誤ったときは二重線で訂正してください。

届出する年月日を記入してください。

婚姻届

平成 年 月 日届出

群馬県邑楽郡板倉町長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日			
第 号				
送付 平成 年 月 日	長印			
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附

氏名は旧姓で書きます。

同時に住所変更届（転入、転居）をするときは、新しい住所を書いてください。但し、休日に届け出る場合は住所変更できませんので、旧住所を書きます。

2人の署名・押印（スタンプ印不可）が必要です。証人は、婚姻の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。

1)	氏名	夫になる人 たなか 俊彦 田中 俊彦	妻になる人 あおやま まさこ 青山 雅子
	生年月日	昭和 50 年 6 月 16 日	昭和 53 年 2 月 15 日
2)	住所	群馬県邑楽郡板倉町大字 岩田〇〇〇〇番地〇〇号 たなか といいち	夫に同じ
	本籍	群馬県邑楽郡板倉町大字 飯野〇〇〇番地番 飯野〇〇〇 田中 俊一	東京都千代田区若林町 〇丁目××番地番 〇丁目×× 青山 孝男
3)	父母の氏名 父母との続き柄 （他の養父母は その他の欄に 書いてください）	父 田中 俊一 母 和子	父 青山 孝男 母 里子
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 群馬県邑楽郡板倉町大字飯野〇〇〇番地番	新本籍（左の欄の氏の方がすでに戸籍の筆頭者となるときは書かないでください）
4)	同居を始めたとき	平成 20 年 1 月	（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）
	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 初婚 <input checked="" type="checkbox"/> 再婚 平成 13 年 9 月 5 日
5)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
6)	婚姻される方が未成年者の場合、父母の同意が必要です。	妻の父 青山 孝男 妻の母 青山 里子	
	別の用紙か婚姻届の「その他」欄に右のように書きます。	届出人 夫 田中 俊彦 妻 青山 雅子	
事件簿番号		住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話0276 (82) × × × × × 自宅 勤務先 []・携帯

証人	署名	押印
1	高野 徹	高野 印
2	根岸 美咲	根岸 印
生年月日	昭和 23 年 2 月 29 日	昭和 50 年 1 月 1 日
住所	群馬県館林市城町	群馬県邑楽郡板倉町大字
本籍	群馬県邑楽郡板倉町朝日野 〇丁目〇〇〇番地番	群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉〇〇〇番地番

本届書中
字削除
字訂正
字加入
高野 根岸

「筆頭者の氏名」欄は戸籍のはじめに記載されている人を書いてください。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

夫婦の新しい本籍を必ず書いてください。但し、夫（妻）の氏を選択し、その方がすでに戸籍の筆頭者の場合は記入の必要はありません。

再婚のときは離別・死別年月日を記入してください。

届出人夫婦また証人が使用する印鑑は、同性の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

持参していただくもの

- ①婚姻届（1通）
 - ②戸籍謄本（夫・妻とも1通）
*板倉町に届出される場合
婚姻前の本籍が板倉町なら不要です。
 - ③印鑑（届出人である夫および妻）
*スタンプ印は不可
 - ④運転免許証・パスポート等
*本人確認のため
- *他の市区町村から転入される場合
- ・転出証明書
 - ・国民健康保険証（加入者のみ）
 - ・年金手帳（国民年金加入者のみ）
- （転入手続きは、平日の窓口開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）にお越しください。）

本届書中
字削除
字訂正
字加入
田中 青山